

ポイント

妊産婦、子育て世帯、子どもを誰一人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐための相談支援体制の強化を図るとともに、教育と福祉が連携し、学校等における早期発見のための支援体制の強化を図る。

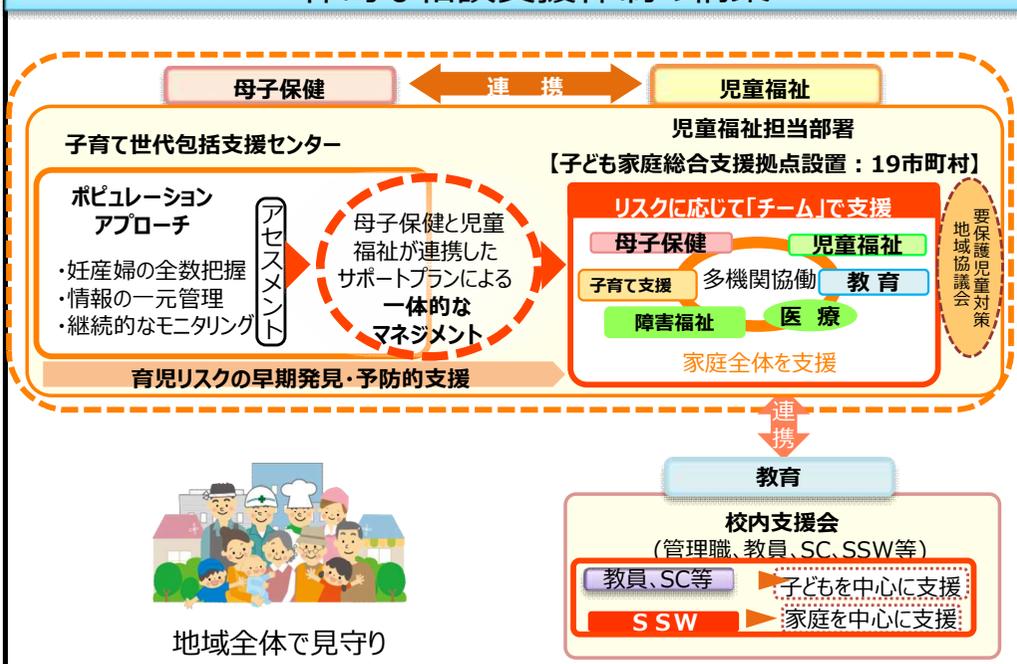


KPI	基準値	現在の状況(R4)	目標値(R5)
母子保健と児童福祉が連携してサポートプランを作成している市町村数		—市町村	24市町村
子ども家庭福祉の実務者の専門性向上研修の受講者数	513名 (R2)	1100名見込	1450名
児童福祉担当部署と学校 (SSW)との情報共有をしている市町村数		34市町村	34市町村

現状と課題

- 妊産婦、子育て世帯、子どもを誰一人取り残さないためには、母子保健と児童福祉の一層の連携強化が必要。こども家庭センターの設置を見据えて、**母子保健担当部署と児童福祉担当部署が連携した『サポートプラン』の作成**を通じた**一体的なマネジメント体制の構築**を推進する。
※母子保健と児童福祉の組織体制 (R4.11月現在) ○同一所属：20町村 ○同一場所に設置：4市村 ○別庁舎等に設置：10市町
- 個々のニーズや家庭のリスクに応じて適切な支援を行うためには、**児童福祉担当者の専門性の向上**が必要。そのため、子ども家庭支援員等の相談対応力やソーシャルワークの専門性の向上など、人材の育成を支援する。
- 学校等において児童虐待やヤングケアラーの早期発見のためには、学校・教育委員会と児童福祉担当部署が緊密に連携し、学校等における支援体制の充実を図ることが必要。 ※SSWの配置：全公立学校へ配置 ※児童福祉とSSWとの情報共有 ○定期：15市町村 ○随時：19市町村

一体的な相談支援体制の構築



令和5年度の取り組み

- 母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築**
 - 拡** 一体的なマネジメント体制の構築に向けて、アドバイザーを派遣し、母子保健と児童福祉が連携した相談支援体制を充実強化
 - ・ 家庭訪問等による特定妊婦の早期把握と支援体制の充実
- 児童福祉担当部署（子ども家庭総合支援拠点）を中核とした多職種連携によるチーム支援の強化**
 - 拡** リスクに応じて適切に支援するため、子ども家庭支援員等の相談対応力や多職種連携による支援の強化に向けた研修の充実
 - 拡** 児童虐待の発生予防のための「親子関係形成支援」など養育支援を必要とする家庭への支援の強化
- 学校等における支援体制の充実**
 - ・ 児童福祉担当部署の校内支援会への参加やスクールソーシャルワーカーとの連携強化
 - ・ 「24時間子どもSOSダイヤル」等相談窓口の周知
- 地域における見守り支援**
 - ・ 民生児童委員やボランティア、子ども食堂等地域住民による見守り支援の推進